

令和2年2月26日 部長会議資料

資料2-1

# 「長野市特定事業主行動計画」について

総務部職員課

## 長野市特定事業主行動計画

平成17年4月 「次世代育成支援対策推進法」の施行に基づき計画策定  
(10年間の時限立法)

第一期：平成17年4月1日～平成22年3月31日

第二期：平成22年4月1日～平成27年3月31日

平成27年4月 「次世代育成支援対策推進法」の一部改正に基づき、計画延長  
(10年間の延長)

第三期：平成27年4月1日～**令和2年3月31日**

第四期：令和2年4月1日～令和7年3月31日（予定）

## 女性活躍推進法に基づく長野市役所特定事業主行動計画

平成28年4月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行に基づき  
計画策定（10年間の時限立法）

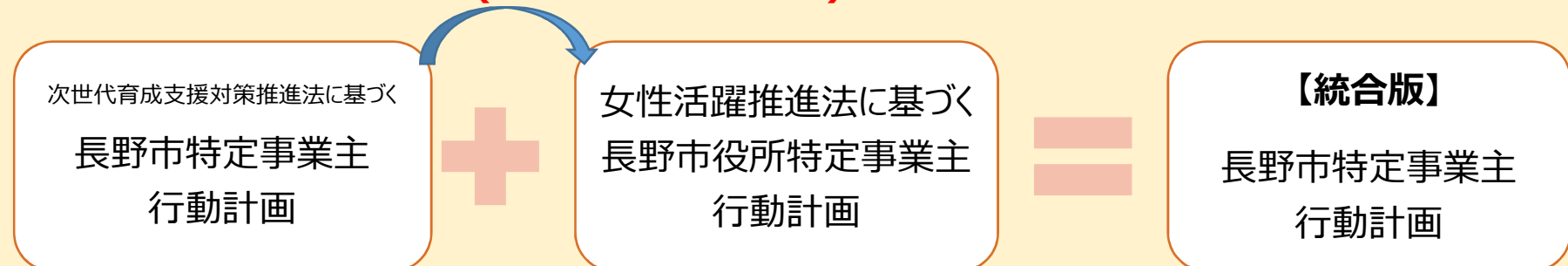
計画期間：平成28年4月1日～**令和3年3月31日**

## 2 計画の概要・方針（案）

計画名	目的	主な取組
次世代育成支援対策推進法に基づく 長野市特定事業主 行動計画	職員の仕事と家庭の 両立支援等による子育て環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 男性職員の育児休業取得促進</li> <li>■ 育児中の職員に対する人事上の配慮</li> <li>■ 時間外勤務の縮減、年次休暇取得促進</li> <li>■ 女性の活躍支援、多様な働き方の検討 等</li> </ul>
女性活躍推進法に基づく 長野市役所特定事業主 行動計画	女性職員の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 女性職員の採用に向けた取組（情報発信の強化等）</li> <li>■ 女性職員の登用に向けた取組（職域の拡大に向けた人事配置、研修の実施、交流の機会の充実等）</li> <li>■ 男性職員の育児休業取得率向上に向けた取組 等</li> </ul>

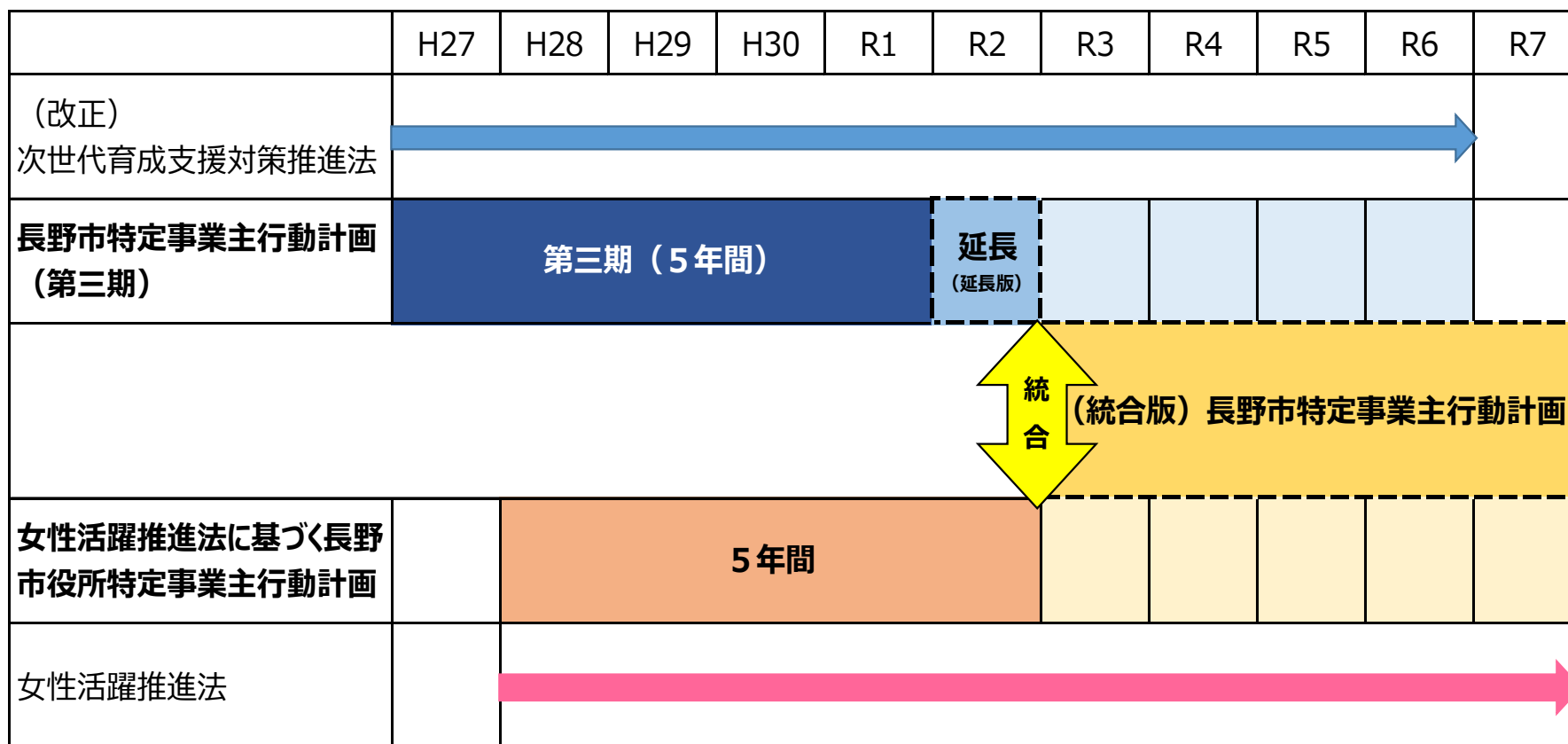
- 「職員の仕事と家庭の両立支援」と「女性職員の活躍推進」は、**一体的に取り組むことで相乗効果が高まる。**
- 国の指針において、両計画を一体的に策定することは可能としている。

### 計画期間の1年延長(「第三期延長版」策定)・統合



※「特定事業主行動計画（延長版）」の内容に大きな修正点はない。計画期間の修正及び文言の整理のみ行う。

### 3 延長・統合のイメージ



- 「特定事業主行動計画（第三期）」の計画期間を、「女性活躍推進法に基づく長野市役所特定事業主行動計画の終期となる令和2年度末まで延長（1年間）」
- 令和3年4月1日～「（統合版）特定事業主行動計画」（計画期間：5年）